

## 重要事項説明書

## 通所介護

## 第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）

&lt;令和5年9月1日現在&gt;

## 1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 095-842-5240（午前8時30分～5時まで）

\* ご不明な点は何でもお尋ねください。

## 2. 事業者

- (1) 法人名 : 医療法人有葵会のぼる内科  
 (2) 代表者氏名 : 理事長 吉田 登  
 (3) 法人所在地 : 長崎市中園町10番5号  
 (4) 電話番号 : 095-843-1110  
 (5) 設立年月日 : 平成12年3月8日

## 3. 通所介護・第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）

## 事業の概要

## (1) 事業所の名称、所在地等

事業所名	医療法人有葵会のぼる内科 デイサービス
所在地	長崎市中園町10番5号
電話番号	095-842-5240
管理者	山田 礼子
介護保険指定事業者番号	4270107263
通常の事業の実施地域	長崎市（伊王島町、高島町を除く） 西彼杵郡（長与町、時津町）

## (2) 同事業所の職員体制

職名	員数	業務内容
管理者	1名（兼務）	事業所の業務を統括します。
生活相談員	2名（常勤） 1名（非常勤）	指定通所介護のご利用申し込みに係る調整、日常生活上の介護、その他必要な業務の提供、また他の従業者と協力して通所介護計画の作成等を行います。
看護職員	3名（常勤） 2名（非常勤）	利用者の健康管理及び心身状態の把握を行います。
機能訓練指導員	1名（常勤） 2名（非常勤）	日常生活上の健康管理、介護、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行います。
介護職員	3名（常勤）	日常生活上の介護に従事します。

	6名（非常勤）	
--	---------	--

(3) 営業日・サービスの提供時間及び定休日

営業日	月曜日から金曜日
営業時間	午前8時30分から午後5時00分
サービス提供時間	月曜日から金曜日：午前9時00分から午後4時10分

4. サービス内容

- (1) 日常生活上の世話及び支援 (2) 生活指導・相談援助 (3) 健康チェック  
(4) 機能訓練 (5) レクリエーション (6) 食事の提供 (7) 入浴介助  
(8) 送迎 (9) その他利用者に対する便宜の提供

\* 定員：35名

5. 利用料等

(1) 介護保険を適用するサービスの利用料

別紙②『サービス料金説明書』をご参照ください。

※利用料につきましては、介護保険法の改定等により介護給付費体系の変更がある場合、事前に説明を行った上で、変更する可能性があります。

(2) その他に掛かる費用

① 食材料費 1食あたり 500円

② オムツ代、レクリエーション費用及び日常生活用品等につきましては、自己負担となります。

◎ 料金のお支払いは、当月の料金の合計額を翌月にお支払い頂きます。

6. サービス利用方法

(1) 居宅サービス計画の作成を依頼している居宅介護支援事業者を通じてお申し込み下さい。別途利用契約を締結した上で、サービスの提供を開始いたします。

(2) サービス利用期間の終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望される7日前までにご連絡下さい。

② 当所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合は、終了30日前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、自動的にサービスを終了いたします。

ア. お客様が介護保険施設に入所した場合

イ. お客様がお亡くなりになった場合

ウ. 介護保険給付サービスでサービスを受けていたお客様の要介護度区分

が、非該当（自立）と認定された場合

## 7. 事業の目的および運営方針

### (1) 事業の目的

医療法人有葵会のぼる内科が開設する医療法人有葵会のぼる内科 デイサービス（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所で通所介護の提供に当たる者（以下「従業者」という。）が、要介護状態、要支援状態又は事業対象者（以下「要介護者」という。）に対し、適正な指定通所介護及び第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）（以下「通所介護等」という。）の事業を提供することを目的とする。

### (2) 運営方針

事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

## 8. 緊急時の対応

サービスの提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じます。主治医への連絡が困難な場合は、緊急等の必要な処置を講じるものとする。

## 9. 非常災害対策

定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。

少なくとも6ヶ月1回は避難及び救出その他必要な訓練を行うものとする。

## 10. サービス内容に関する相談・苦情窓口

・当事業所 医療法人有葵会のぼる内科 デイサービス

電話番号：095-842-5240

担当者：山田 礼子

## 11. 苦情・相談等の処理体制・手順

・処理体制

窓口の体制

(1) 8:30 から 17:00 までは、事務所内に設置し、事業所の管理者及び従業者等（以下「管理者等」という。）の職員が苦情相談等の対応にあたる。

・対応方法

(1) 窓口に管理者等がいる場合は、直接対応する。

① サービスへの苦情・相談等については、内容をよく聞き、利用者の満足に対応する。サービスを提供する従業員個人の資質に係わるものについては、管理者が該当従業者を指導する。

②他の居宅サービス事業者が提供するサービスに関する苦情・相談等については、内容をよく聞き、必要に応じて居宅介護支援事業者及び当該サービス事業者へ連絡し、事実を確認の上、事業者との協同により利用者の満足に対応する。

(2) 窓口管理者等がない場合は、他の職員にて対応する。

①苦情・相談等の内容がその場で解決できる事については、他の職員が親切丁寧に対応を行う。

②苦情・相談の内容が、管理者等でなければ対応できないものである時は、受け付けた職員から管理者等に連絡し、速やかに必要に応じた対応を行い、利用者の満足に対応する。なお、管理者等は携帯電話等にて連絡が取れる体制をとる事とする。

・対応手順

(1) 苦情処理台帳を置き、受付順に記載する。

(2) 苦情についての事実確認を行う。

(3) 苦情の処理方法を記載し、管理者に決裁を受ける。

(4) 処遇、処理については、関係者と調整連絡を行う。

(5) 苦情処理の改善について、利用者に確認を行う。

(6) 苦情処理は、できるだけ短期間に行う。

(7) 苦情処理についての結果等を台帳に記載し、再発防止に役立てる。

・行政機関その他苦情受付機関

・長崎市高齢者すこやか支援課 電話番号：095-829-1146

・長崎市介護保険課 電話番号：095-829-1163

・長崎県国民健康保健団体連合会 電話番号：095-826-1599

当事業者は、通所介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基  
づいて重要事項の説明をしました。  
この契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名押印のうえ、各1通を保有  
します。

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

事業者	法人名	医療法人有葵会のぼる内科	
	所在地	長崎市中園町10番5号	
	事業所（事業所の名称及び所在地）	医療法人有葵会のぼる内科	デイサービス
		長崎市中園町10番5号	
	理事長	吉田 登	印
	説明者		印

私は、契約書及び本書面に基づいて、事業者から通所介護についての重要事項の説明  
を受けるとともに、この内容に同意します。

利用者	住所	
	氏名	印
家族 (代理人)	住所	
	氏名	印